

林地開発許可制度実施要項及び事務要領の改正の概要

改正の理由

林野庁の「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」が改正されたことから、本県の林地開発許可制度に係る実施要項及び事務要領を改正する。

1 盛土規制法施行に伴う法面勾配基準の見直し（県独自、要項：設計・審査基準第2の1）

(1) 令和5年5月から施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（令和4年法律第55号）において、盛土法面の勾配は原則30度以下と定められたことに伴い、本県の基準も同様に原則30度以下に見直し。

2 土砂流出防止対策（法面緑化）の完了確認の厳格化（国通知、要項第17条）

(1) 開発行為によって開発行為区域外への土砂流出等を生じさせることがないように、緑化措置について、植生が定着しないおそれがある場合、再施工と一定期間の経過観察を行った上で完了確認を実施。

3 現地状況に応じた防災施設の設計（国通知、要項：設計・審査基準第2の3、4、6）

- (1) 周辺に人家等の保全対象がある場合、排水施設の断面の設計雨量強度について20～30年確率（通常は10年確率）を採用。
- (2) 河川等の管理者が必要と認める場合、洪水調節池の設計雨量強度について50年確率（河川協議を要しない場合は30年確率）を採用することを明文化。余水吐は、100年確率から変更し200年確率を採用。
- (3) 山地災害危険地区上流域等で開発行為を計画する場合、えん堤等の土砂流出防止対策を措置することを明文化。

4 申請者の事務負担の軽減（県独自、要項第13条、要項：作成基準第5の19）

- (1) 県の段階確認のうち、防災施設設置後の造成工事において、工作物設置前の造成工事完了の段階確認を省略。
- (2) 登記事項証明書については、法務省が指定する（一財）民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」から取得した登記情報を記した書類も可とする。

5 開発行為の一体性の判断を明文化（国通知、要項第7条）

(1) 実施主体、実施時期、実施箇所について、一体性を判断するための考え方を明文化。

6 利害関係者の範囲の決定方法を明文化（県独自、要項：作成基準第3の2及び3）

(1) 住民説明会や利害関係者との協定締結の範囲については、関係市町村の助言を受けるよう明文化。

7 開発（施工）事業者の施工体制の確認（国通知、要項：作成基準第5の24）

(1) 施工事業者の資力や信用、能力に関する書類について、これまで様式の備考欄に記載していたものを要項の書類作成基準に明文化。

8 現地状況（土地利用の実態）等を踏まえた残置森林の取扱い（国通知、要項：設計・審査基準第5の1）

(1) 道路開設や農地造成の場合、土地利用の実態から森林を残置することが困難又は不相当と認められるときは、森林の残置が行われないこととして差し支えないものとする。

9 適用日（要項及び要領）

(1) 適用日は、令和7年3月1日。